

厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）

「職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究」

分担研究報告書（令和3年度）

全国健康保険協会47支部における歯科口腔保健サービスに関する調査研究

分担研究者 杉原直樹 東京歯科大学衛生学講座主任教授

研究要旨：「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」が令和2年3月、令和3年3月に改正され、その中で医療保険者と連携した健康保持増進対策が求められている。職域での健康の維持増進にとって、口腔保健は重要な課題であるが、しかしながら、事業所での歯科健康診査は一部の例外を除いて義務化されていない。このため職場での歯科口腔保健指導の推進事例を収集し、分析を図り、今後職場での歯科口腔保健サービスを推進するための課題の項目を整理することとした。

本研究では、全国健康保険協会（協会けんぽ）が事業場や職域等の歯科口腔保健にかかわりがあるか等の基礎資料および事例等を把握する目的で、郵送およびメール等にてアンケート調査を実施した。回答のあった47都道府県支部すべての回答をまとめた。

都道府県協会けんぽ支部のうち3分の2は歯科口腔保健サービスに関する事業を実施していた。実施形態としては委託した支部が最も多かった。事業内容は、歯科健診、保健指導、講演会などで対象者は被保険者および家族が多かった。2019年度に実施した都道府県の支部のうち約半数の都道府県でコロナの影響があったと回答があり、中止や延期があったことが確認できた。また、THP指針に基づき事業を企画している協会けんぽ支部が約半数であり、今後詳細な調査も必要と思われる。THP指針の改正や生涯を通じた歯科健診の推進の流れを受けて、企業や事業所等における歯科口腔保健の取り組みが注目されており、協会けんぽ支部が都道府県歯科医師会との連携を図り、職域からの歯科口腔保健の取り組みを推進することで、働く世代の歯科口腔保健の意識向上をはかり、また事業所側の理解を深めることが重要である。

A. 研究目的

2020（令和2）年3月に「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）が約30年ぶりに改正された。特に新たなTHP指針の基本的考え方は、労働者の健康の保持増進のための具体的措置としては、運動指導、メンタルヘルスケア、

栄養指導、口腔保健指導、保健指導等があり、各事業場の実態に即して措置を実施していくことが必要である。さらに、事業者は、健康保持増進対策を推進するに当たって、次の事項に留意することが必要である。
①個々の労働者に対して実施するものと、事業場全体の健康状態の改善など労働者を

集団として捉えて実施するものがある。②すべての労働者に抵抗なく健康保持増進に取り組んでもらえるようにすること。これらを通じて事業者は、労働者が健康保持増進に取り組む文化や風土を醸成していくことが望ましい。そして「食習慣や食行動の改善に向けた栄養指導」「歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導」を実施する。とある。

本研究は、全国健康保険協会の各支部において、実施されている歯科口腔保健サービスについて、基礎資料を得るとともに、事業所等で、歯科口腔保健サービスを進めるにあたっての適切な事例収集を図ることが目的である。

B. 研究方法

全国健康保険協会の協力を得て、2021年11月上旬に47支部に対して「事業所の歯科口腔保健に関する調査」に関する調査票を郵送法により調査票を送付した。調査票とともに、協会けんぽにおいて作成している報告書や被保険者向けのパンフレットなどの資料の提供もお願いした。調査票はあらかじめ、全国健康保険協会より、電子メールにより、送付し、調査実施への協力依頼が行われた。

(倫理面への配慮)

本研究は東京歯科大学倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号1079号)。

C. 研究結果

47都道府県すべての協会けんぽから回答を得た。過去3年間の口腔の健康保持に関する事業実施の有無では、31(66.0%)の都道府県支部で実施していた。実施形態と

しては歯科医師会等に委託もしくは共催した支部が多く、協会けんぽが直接実施した県は1支部のみであった。過去3年間の実施を見ると、歯科健診、保健指導、講演会などで対象者は被保険者および家族が多数であった。

事業実施の達成感は、ほぼ期待通りであるが最も多く18支部(58.1%)であった。次いで、不十分であるが11支部(35.5%)となっていた。事業実施の理由としては保健意識の向上、定期受診の普及、ひいては医療費の抑制があげられている。改善すべき点は実施数が少なかったこと、事業所に理解を得ることの難しさなどがあがった。

2020年度の事業所を対象とした歯・口の健康保持に関する事業で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた支部は14(29.8%)であり、受けなかったとの回答は31(66.0%)であった。2019年度に実施した23支部のうちでは11支部(47.8%)が中止もしくは延期したと回答した。

2020年3月のTHP指針を踏まえた事業の実施の有無では、23(48.9%)の支部があると回答した。具体的な内容として、歯科健診、歯周病健診、講習会、保健指導の実施といった回答があった。

特定健診・特定保健指導と歯科健診の同時実施の経験や今後の予定については、あると回答したのは11(23.4%)支部であった。

都道府県歯科医師会との協定、覚書の締結をしているのは44支部(93.6%)、締結していないのは2支部(4.3%)、検討中1支部(2.0%)であった。

D. 考察

協会けんぽ支部に職域等における歯科口腔保健の取り組みを調査したところ、一般歯科健康診査や歯科特殊健康診査の実施率が高かった。また実施方法としては委託形式により行ったという回答が多かった。THP 指針を踏まえた事業については3分の2の支部において今年度実施する、もしくは来年度の実施予定がある。今後は詳細な実施の調査が必要と思われる。

協会けんぽ支部における歯科口腔保健の取り組み調査から、コロナ禍であっても工夫して実施している実態は明らかであったが全体として実施数が1割から2割であり多いとは言えない。THP 指針の改正や生涯を通じた歯科健診の推進の流れを受けて、企業や事業所等における歯科口腔保健の取り組みが注目されており、いっそう協会けんぽの役割が期待される。新たな重症化予防の取り組みを進めていくことで、事業所における口腔保健を含む保健サービスの実施が容易になる環境整備が期待される。

E. 結論

47 都道府県の協会けんぽ支部事務局へ調査票を郵送し、職域における歯科口腔保健の取り組み状況を把握したところ、口腔の健康保持に関する事業について、31 (66.0%) の都道府県支部で実施していた。

また、THP 指針を踏まえた見直しや特定健診との同時実施などを予定している都道府県が半数あるということが判明した。今後の職域での歯科口腔保健サービスの推進を図る上での課題の解決方を今後検討していきたい。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

1. 過去3年間における加入者の歯・口に関する事業の実施

	実施の有無	2018年度	2019年度	2020年度
実施している	31	22	23	22
実施していない	16	25	24	25

2. 事業実施の方法 (複数回答)

直接実施した	4	連携、共催など
委託した	23	
その他	8	
なし	16	

実施対象者 (複数回答)

① 歯科健康診査

	2018年度	2019年度	2020年度
被保険者	8	9	8
被扶養者 (家族)	2	4	4
健康な職場作り宣言事業所の被保険者 (当該年度に偶数歳となる者)	0	0	1

② 歯・口の保健指導

	2018年度	2019年度	2020年度
被保険者	5	6	6
被扶養者 (家族)	1	2	2

③ 講演会

	2018年度	2019年度	2020年度
被保険者	4	4	3
事業主、事業所担当者	2	0	0
不詳	1	1	0

④ その他(対象者)

	2018年度	2019年度	2020年度
被保険者	5	5	6
事業主、事業所担当者	1	3	1
加入者 (ホームページ閲覧者)	1	2	2
神奈川支部職員	1	1	0
県民	1	0	0
健康づくり推進事業所	0	1	1
不詳	1	0	0

(内容)

歯科口腔保健に関する情報提供等
歯周病予防・生活習慣病予防に関するリーフレットの作成
HPに2か月に1度コラムを掲載
お口の健口教室
口腔ケア動画の提供
歯周病簡易検査（唾液潜血検査）
歯周病のリスク検査
生活習慣病予防検診事業への歯周病細菌に対する血清 I g G 抗体価検査）導入に関する前向きコホート研究

4. 事業実施に伴う達成度

期待を上回った	1
期待通り	19
不十分	11
無回答	16

5. コロナ感染症蔓延による延期の有無

ある	14
ない	31
無回答	2

6. THP指針見直しにより開催予定事業

ある	22
ない	25

7. 特定健診の際の同時実施

ある	11
ない	33
わからない	3

10. 歯科医師会との協定覚書の有無

締結している	44
締結していない	2
検討中	1